

令和3年度第7回総会（月例）議事録

日 時	令和3年10月28日（木） 午前10時開会
場 所	市役所みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室
出席委員 （18名）	上入來 幸一（会長） 松下 清美（会長代理） 仮屋 幸孝（運営委員） 有村 伊智博 有村 浩一 岩元 節朗 園山 一則 堂免 修 豊留 辰男 弟子丸 宗一 鳥丸 俊秀 永尾 寛 中村 秀彦 鳩宿 隆雄 福永 大悟 堀之内 薫 横峯 明人 室屋 智美
欠席委員 （1名）	上四元 正昭
事務局	事務局長 三浦 主 幹 新地 支局主任 山崎、末永、東、今吉、児之原、石田 専門員 大西、矢崎 主 査 水盛、取違、帖地、安樂、有村、渡邊 主 事 塩田 主 任 鮫島、水口、山本、西、平川 農政総務課 主 任 橋口
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地法第3条許可申請に関する件 2 農地転用事業計画変更に関する件 3 農地法第5条許可申請に関する件 4 非農地認定に関する件 5 買受適格証明願に関する件 6 農用地利用集積計画に関する件 7 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 8 農業振興地域整備計画変更（用途区分変更）に係る意見書に関する件 9 農業振興地域整備計画変更（編入）に係る意見書に関する件 10 相続税の納税猶予に関する件
報告事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 法務局から照会のあった農地等の現況について 2 国土利用計画法による届出土地に関する調書について 3 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 4 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 5 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について 6 鹿児島島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について 7 農地パトロールの結果について

議 長	<p>開 会（午前10時）</p> <p>定刻になりましたので、ただいまから、令和3年度第7回総会を開催いたします。</p> <p>それでは、本日の出席委員数について報告いたします。 19人中18人の出席で、過半数以上の出席でございますので、会は成立いたしております。</p> <p>なお、欠席届が、上四元委員から出されています。</p> <p>次に、議事録署名者を決めなければなりません、私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なしの声）</p> <p>それでは、岩元委員、横峯委員にお願いいたします。</p> <p>今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。</p> <p>次に、議事参与の制限についてお知らせいたします。 議題6.「農用地利用集積計画に関する件」、議題7.「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」、議題8.「農業振興地域整備計画変更（用途区分変更）に係る意見書に関する件」、議題10.「相続税の納税猶予に関する件」につきましては、議事参与の制限となっておりますのでよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、議題の審議に入って参ります。</p>
-----	---

議 題	
議題1. 農地法第3条許可申請に関する件 1 ページ～4 ページ 15件	
議 長	<p>それでは、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>郡山の議題2.「農地転用事業計画変更に関する件」番号1号及び議題3.「農地法第5条許可申請に関する件」番号22号の案件が、この3条許可申請に関連するので、併せて審議していただききたいと思います。</p> <p>まず、本局、9番委員お願いします。</p>
9 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、申請事由：相手要望、規模拡大、権利の種別：使用貸借権。</p> <p>番号2号、自作地交換、自作地交換、所有権移転、交換。</p> <p>番号3号、自作地交換、自作地交換、所有権移転、交換。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、谷山、14番委員お願いします。</p>
1 4 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号4号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>番号5号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、伊敷、6番委員お願いします。</p>
6 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号6号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>番号7号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉田、18番委員お願いします。</p>
1 8 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号8号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>番号9号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>番号10号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、喜入、10番委員お願いします。</p>

10番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号11号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>番号12号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>番号13号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、松元、3番委員お願いします。
3番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号14号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、郡山、11番委員お願いします。
11番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号15号、相手要望、営農型太陽光発電設備、地上権、区分地上権設定。</p> <p>5ページの事業計画変更番号1、12ページの第5条番号22と関連がありますので、併せて読み上げさせていただきます。</p> <p>番号1号、転用形態：一時転用、用途・施設：当初の転用申請及び今回の5条申請の計画と変更ありません。申請事由：当初計画者が経営する法人へ発電事業を承継するため。権利の種別：使用貸借権、許可日：令和3年4月9日、許可番号：農委第0294-2号。</p> <p>続きまして12ページです。</p> <p>番号22号、転用形態：一時転用、用途・施設：太陽光支柱138本0.62㎡、引込柱3本0.04㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…他人畑、西…水路、南…里道、水路、北…他人畑、水路、境界…土留、雨水…自然流下、権利の種別：使用貸借権。</p> <p>本件につきまして、事務局から補足してご説明いたします。</p>
郡山支局	<p>この件につきまして、補足説明いたします。(図面掲示)</p> <p>申請地は、郡山支所から東南へ約2.5kmに位置する農用地区域内農地に該当します。</p> <p>今回申請のあった3条、事業計画変更及び5条申請は、令和3年4月9日付け農委第0294-2号で4条許可した営農型太陽光発電設備を、当初計画者が、発電事業を行う会社を立ち上げ、その会社へ事業承継するためのものです。</p> <p>4ページをお開きください。番号15の3条の区分地上権設定については、営農者と設置者が異なる場合、設置者は、太陽光発電設備の下部農地の空中部分を利用することから、農地に使用及び収益を目的とする権利を設定することとなるため、民法第269条の2の規定に基づく区分地上権設定を行うための、農地法第3条第1項の許可を受けることが必要になります。</p> <p>この区分地上権とは、地中権、空中権などともいわれ、「工作物を所有するため」に「地下又は空間」について、その「上下の範囲を定めて」地上権を設定するというものになります。</p> <p>ここで、図面をご覧いただきたいと思います。この図面は、当初申請時の図面</p>

です。平面図をご覧ください。49kWの太陽光発電設備をすでに3区画設置し売電も始まっております。

断面図では、A-Aの場所で、杭・太陽光パネル、この下で櫛を営農します。この「太陽光発電設備」を「設置したこの2筆の土地」の一番高い「高さ4.655m」の範囲で地上権を設定することになります。

今回の区分地上権設定面積は、農地全体の空中部分であるため、転用面積とは異なることとなります。

なお、区分地上権等の設定等の許可基準は、その権利を設定する農地及びその周辺の農地等に係る営農条件に支障を生ずるおそれがなく、かつ、その権利の設定の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていると認められる場合に限られておりますが、本件は、営農者が、一部植付時期について、当初計画では6月の予定を12月から3月にかけて植付ることに変更した以外は、太陽光発電設備の下で栽培する作物やその他の営農計画、及び被害防除計画は、本年4月に許可した4条の一時転用申請の内容と変更がなく、太陽光発電設置者は、営農者が代表を務める法人であるため、これらの基準は、満たしていると判断しております。

また、今回の区分地上権設定期間については、当初の一時転用期間の終期に合わせ、令和6年4月8日までの期間となります。

次に、別冊資料1の農地法第3条調査書につきまして、ご説明させていただきます。別冊資料1の29ページをお開きください。

今回は、農地法第3条第2項のただし書きに該当し、農地法第3条第2項各号に列記されている全部効率要件、従事要件、下限面積要件等の要件を満たす必要がないため、従来の様式とは異なっております。30ページをご覧ください。30ページの上の方に記載がありますように、許可することができない場合の例外のうち、第2項ただし書き①に該当していることをご報告いたします。

次に5ページの事業計画変更及び12ページの番号22の5条許可申請につきましては、申請地は農用地区域内にあり、転用は原則できませんが、平成30年5月15日付30農振第78号農林水産省農村振興局長通知「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」により、農用地区域内農地であっても例外的に一時転用許可可能となる場合に該当することをご報告いたします。

なお、当該地に営農型太陽光発電設備を設置することについては、既に本年3月総会において審議、4月許可した内容とは、植付時期を6月から12月からの植付け変更した以外は、今回の申請の転用計画、営農計画等と変更はありません。以上です。

議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>別冊資料1にありますように、番号15号は、農地法第3条第2項ただし書の不許可の例外規定に該当し、それ以外の全ての案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。</p> <p>また、今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、農用地区域内農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「9番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、9番委員どうぞ。</p>
9 番 委 員	<p>今、ご説明のありました番号15ですが、今回この委員会でも初めてのケースではないかと思いますが、どうですか。</p>
事 務 局	<p>営農型太陽光発電設備の設置に伴う3条の区分地上権は、今回が初めてでございますが、平成29年6月総会において、農地の地中に排水管を通すということで、3条の区分地上権設定が総会で審議されたことがございます。以上です。</p>
9 番 委 員	<p>農地法第3条で、譲受人は株式会社になっておりますが、面積2,421㎡を3条で株式会社が借りているということになりますか。備考に区分地上権設定となっておりますが、これとの関係等はどのようなふうに考えればいいのですか。</p>
事 務 局	<p>今回の3条の区分地上権設定は、貸借の設定ではなく、あくまで農地の空中部分を使用する権利を設定するということになります。通常の農地の貸借というわけではございません。その為、通常3条の許可条件としましては、全部耕作要件ですとか、下限面積要件ですとかが、認められなければ許可することができないのですが、空中の部分の区分地上権ということで、不許可の例外で、許可できる案件となります。</p>
9 番 委 員	<p>この会社が、農地を営農するわけではないですよ。そこがわかりにくいところですが、5条の場合、一時転用ということで、全体の転用面積というのは、0.66㎡ということでもいいですか。</p>
事 務 局	<p>そうです。</p>
9 番 委 員	<p>わかりました。</p>

議 長	<p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」15件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。但し、番号15号については、農林水産省の通知により、5条許可と同日付けで許可を行うこととされておりますので、「農地法第5条許可申請に関する件」番号22号と同日付けで許可を行うこととします。</p> <p>議題2.「農地転用事業計画変更に関する件」番号1号につきましては、原案どおり承認するものと決定いたします。</p> <p>議題3.「農地法第5条許可申請に関する件」番号22号につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。但し、農用地区域内農地に該当するので、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。</p>
<p>議題2. 農地転用事業計画変更に関する件 5ページ 1件</p>	
議 長	<p>次に、議題2.「農地転用事業計画変更に関する件」の1件ですが、先程、議題1と併せて審議が終了しております。</p>
<p>議題3. 農地法第5条許可申請に関する件 6ページ～12ページ 23件</p>	
議 長	<p>次に、議題3「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>先ほど郡山の1件につきましては、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」と併せて審議しておりますので、それ以外の22件について審議していただききたいと思います。</p> <p>まず、谷山、14番委員お願いします。</p>

1 4 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、用途・施設：住家1棟83.15㎡、庭敷地等156.85㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東・西・南…宅地、北…私道、境界…ブロック積、雨水…私道側溝、汚水…合併浄化槽、権利の種別：所有権移転、売買。</p> <p>番号2号、通路13.00㎡、東…里道、西…宅地、南…水路、北…私道、境界…ブロック積、雨水…自然流下、使用貸借権。</p> <p>番号3号、住家1棟110.96㎡、庭敷地等134.04㎡、東…他人畑、西…農道、南…貸人畑、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、汚水…合併浄化槽、使用貸借権。</p> <p>番号4号、駐車場28.00㎡、既存住宅1棟84.46㎡、庭敷地等115.57㎡、東…水路、西…渡人畑、南…私道、北…農道、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号5号、建売住宅2棟158.15㎡、庭敷地等339.85㎡、東・西・北…渡人畑、南…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号6号、住家1棟112.61㎡、庭敷地等314.39㎡、東…渡人畑、西…他人畑、南…里道、北…私道、境界…ブロック積、雨水…私道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号7号、住家1棟82.81㎡、庭敷地等208.20㎡、東…市道、別件5条申請地、西・南…渡人田、北…雑種地、別件5条申請地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号8号、住家1棟68.73㎡、庭敷地等138.27㎡、東…市道、西・南…別件5条申請地、北…雑種地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、伊敷、6番委員お願いします。
6 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号9号、資材置場1,056.00㎡、通路434.00㎡、緩衝地495.00㎡、東…国道、宅地、西…宅地、南…他人田、宅地、北…他人田、境界…コンクリート擁壁、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉野、13番委員お願いします。
1 3 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号10号、住家1棟76.18㎡、庭敷地等221.82㎡、東…原野、西…学校管理通路、南・北…私道、境界…ブロック積、雨水…私道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、喜入、10番委員お願いします。

10番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号11号、庭敷地等31.00㎡、東・北…宅地、西…市道、南…渡人畑、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号12号、住家1棟99.37㎡、庭敷地等135.63㎡、東…宅地、西…市道、南…水路、北…渡人畑、境界…ブロック積、雨水…水路放流、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号13号、住家1棟96.05㎡、通路20.00㎡、庭敷地等229.07㎡、東…宅地、西…水路、南…宅地、雑種地、北…宅地、他人田、境界…ブロック積、雨水…水路放流、污水…合併浄化槽、所有権移転、贈与。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、喜入支所から南に約3.7kmに位置する、おおむね10ha以上の農地の広がりのある「第1種農地」に該当します。</p> <p>第1種農地は原則として農地転用することができませんが、第1種農地の不許可の例外である、農地法施行規則第33条第4号の「集落接続施設」に該当することから、今回の転用許可はやむを得ないと判断したところでございます。</p> <p>なお、申請地へは東側にある一体利用する宅地と隣接する市道から出入りします。</p> <p>番号14号、貸資材置場561.00㎡、貸駐車場等403.00㎡、東…宅地、西・北…県道、南…市道、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号15号、住家1棟88.60㎡、庭敷地等120.40㎡、東…市道、西…他人田、南…渡人畑、北…水路、境界…コンクリート擁壁、ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、喜入支所から南に約1.1kmに位置する、おおむね10ha以上の農地の広がりのある「第1種農地」に該当します。</p> <p>第1種農地は原則として農地転用することができませんが、第1種農地の不許可の例外である、農地法施行規則第33条第4号の「集落接続施設」に該当することから、今回の転用許可はやむを得ないと判断したところでございます。</p> <p>なお、譲渡人は自宅を建築するため昭和56年に第5条許可を受け名義変更を行いました。子供たちが県外へ行き、帰郷する予定がなくなるなど状況が変わってしまったため、転用未実行のまま農地として耕作していました。</p> <p>しかし、高齢となり農地として利用することが困難となったため、今回の申請に至ったとのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、松元、3番委員お願いします。

3 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号16号、建売住宅2棟161.67㎡、通路33.85㎡、庭敷地等237.48㎡、東…市道、西…他人畑、渡人畑、南…他人畑、北…別件5条申請地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、松元支所から北東に約2.7kmに位置する特定土地改良事業の施行区域内にある農地のため農用地除外については、令和3年8月審議済みで、除外後第1種農地です。</p> <p>申請人は市内で不動産業を営む法人で、今回、申請地を買い受け建売住宅として転用しようとするものです。</p> <p>申請地は、第1種農地の不許可の例外である、農地法施行規則第33条第4号の「集落接続施設」に該当することから、今回の転用許可はやむを得ないと判断したところでございます。</p> <p>番号17号、建売住宅5棟311.34㎡、通路256.00㎡、庭敷地等1,209.66㎡、東…市道、宅地、他人畑、渡人畑、西…里道、南…別件5条申請地、他人畑、里道、渡人畑、北…他人畑、宅地、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、松元支所から北東に約2.7kmに位置する特定土地改良事業の施行区域内にある農地のため農用地除外については、令和3年8月審議済みで、除外後第1種農地です。</p> <p>申請人は市内で不動産業を営む法人で、今回、申請地を買い受け建売住宅として転用しようとするものです。</p> <p>申請地は、第1種農地の不許可の例外である、農地法施行規則第33条第4号の「集落接続施設」に該当することから、今回の転用許可はやむを得ないと判断したところでございます。</p> <p>番号18号、資材置場1,394.27㎡、法面243.73㎡、東…市道、山林、西…他人畑、南…農道、北…他人畑、山林、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、所有権移転、売買。</p> <p>番号19号、建売住宅3棟173.47㎡、通路113.69㎡、庭敷地等356.84㎡、東…市道、西…宅地、南…宅地、市道、北…他人畑、市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号20号、住家1棟99.37㎡、庭敷地等203.63㎡、東・南…里道、西…別件5条申請地、北…宅地、里道、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号21号、クヌギ90本662.00㎡、東…別件5条申請地、里道、西…他人畑、南…他人畑、山林、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、郡山、11番委員お願いします。

1 1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号23号、住家1棟49.30㎡、車庫1棟35.75㎡、倉庫1棟6.00㎡、庭敷地等336.95㎡、東・北…他人田、西…里道、水路、南…水路、境界…ブロック積、雨水…水路放流、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、番号13、15号及び17号の一部は第1種、番号16号及び17号の一部は除外後第1種、それ以外は全て、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「9番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、9番委員どうぞ。</p>
9 番 委 員	<p>農地区分に第1種というのがありまして、それに除外後と書いてあるのと、何も書いてないのがありますが、その違いは何ですか。</p>
事 務 局	<p>第1種と書いてあるものについては、農用地区域外もしくは、農用地区域内から除外の後の案件になります。第1種（除外後）と書いてある場合は、只今除外の申請中で、まだ除外決定通知が出ていない状況にあるものです。農用地区域内から除外された後の農地区分は、第1種という案件でございます。</p> <p>以上です。</p>
9 番 委 員	<p>わかりました。</p>
議 長	<p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題3。「農地法第5条許可申請に関する件」22件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>但し、第1種農地である番号13、15、16、17号につきましては、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。</p>

議題４．非農地認定に関する件 １３ページ～１４ページ ５件	
議 長	次に、議題４．「非農地認定に関する件」を審議します。 まず、谷山、１４番委員お願いします。
１４番委員	ご報告します。 番号１号、調査結果：孟宗竹・雑木自然繁茂、約４０年経過、現況山林。 番号２号、調査結果：住家３棟、４７年経過、現況宅地。 以上です。
議 長	次に、伊敷、６番委員お願いします。
６番委員	ご報告します。 番号３号、調査結果：雑木自然繁茂、約５０年経過、現況山林。 以上です。
議 長	次に、吉田、１８番委員お願いします。
１８番委員	ご報告します。 番号４号、調査結果：３５１６－３：雑木自然繁茂、約２０年経過、現況山林。 ３５５６－４：ゴキ竹・雑木自然繁茂、約２０年経過、現況山林。３６７７、３ ６８３：杉、約３０年経過、現況山林。 以上です。
議 長	次に、喜入、１０番委員お願いします。
１０番委員	ご報告します。 番号５号、調査結果：１４０、１４５－１：杉、約５０年経過、現況山林。１ ８１２－１、１８１４：雑木自然繁茂、約４０年経過、現況山林。 以上です。
議 長	ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題４．「非農地認定に関する 件」５件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。

議題 5. 買受適格証明願に関する件 15 ページ 1 件	
議 長	次に、議題 5. 「買受適格証明願に関する件」を審議します。 それでは、郡山、11 番委員お願いします。
11 番 委員	<p>番号 1 公売名：差押不動産の公売、令和 3 年 8 月 30 日告示第 992 号、債権者：鹿児島市 特別滞納整理課、期日入札、入札見積価格：658,000 円</p> <p>本件は、鹿児島市（特別滞納整理課）から公売に出された申請地の入札に参加するため、申請されたものです。</p> <p>入札期日は、令和 3 年 11 月 25 日、開札期日は同日、売却決定日は、令和 3 年 12 月 8 日です。</p> <p>公売事件名は、令和 3 年 8 月 30 日告示第 992 号 売却区分番号「1」です。</p> <p>申請地は、農地農用地区域内にあり、地目は登記・現況ともに「田」、面積は 1,219 m²で、農振法第 3 条の「買受適格証明願」であります。</p> <p>願出人は、水稻を中心に 18 a の農地を耕作しております。申請地の取得後は、水稻を作付けする予定です。また、願出人は農地法第 3 条第 2 項各号には、該当しないため、許可要件を満たしております。</p> <p>なお、本件につきましては、買受適格証明書の交付を受けた願出人が、後日農地法第 3 条許可申請書を提出した場合、今回の買受適格証明の交付時と許可内容が異なっていないと認められた時は、農業委員会会長の判断で処理できる旨の議決も併せてご審議くださいますようお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 5. 「買受適格証明願に関する件」、1 件につきましては、適格があるものと認め、また後段についても議決するものといたします。</p>

議題 6. 農用地利用集積計画に関する件 16 ページ～29 ページ 23 件	
議 長	<p>次に、議題 6. 「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。</p> <p>まず、冒頭で申し上げました「議事参与の制限」について再度お知らせいたします。</p> <p>20 ページ、番号 5 号につきましては、19 番委員が代表の農地所有適格法人が、申請人となっている案件でございます。</p> <p>従いまして、19 番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、議事に参与することができませんので、順次しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。</p> <p>19 番委員におかれましては、離席をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(19 番委員離席後)</p> <p>それでは、番号 5 号につきましては、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、議事参与の制限の案件について、ご説明いたします。</p> <p>20 ページをご覧ください。</p> <p>番号 5 号、地目：畑、面積 2, 532. 00㎡、権利の種類：賃貸借権、設定期間 10 年、区分：新規。</p> <p>令和 3 年 10 月 29 日公告予定です。</p> <p>これらは、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 6. 「農用地利用集積計画に関する件」の番号 5 号につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>残りの案件の審議に入ります前に、19 番委員におかれましては、ご着席をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(19 番委員着席後)</p> <p>それでは、審議に戻ります。</p> <p>残りの 22 及び先ほどの 1 件を併せて、一括して事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>資料の16ページをご覧ください。</p> <p>「議案第6号」、令和3年10月29日公告予定の、農用地利用集積計画集計表について、只今の分も含め、ご説明申し上げます。</p> <p>右側の一番下になります。</p> <p>所有権移転1件、1筆、815.00㎡。賃借権15件、25筆、24,734.00㎡。使用賃借権7件、7筆、9,912.00㎡。合計23件、33筆、35,461.00㎡です。</p> <p>議案書の17ページから29ページは、農用地利用集積計画の内容、うち、28ページから29ページは、配分計画を含む内容です。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p> <p>これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>
<p>議題7. 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 別冊資料2 6件</p>	
議長	<p>次に、議題7.「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料2です。</p> <p>6ページ、番号2号、22ページ、番号6号につきましては、7番委員自身が、所有者及び申請人となっている案件でございます。</p> <p>従いまして、7番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与することができませんので、しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。</p> <p>7番委員におかれましては、離席をお願いします。</p> <p>（7番委員離席後）</p> <p>まず、伊敷、6番委員をお願いします。</p>

6 番 委 員	<p>ご報告します。6 ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、農家住宅、通路</p> <p>4. 現況、申出地は、小山田町大原地区にあり、伊敷支所から北西へ約 5. 1 k m に位置し、東側は他人畑、西側は渡人畑、南側は農道、渡人畑、北側は他人畑、水路に接している。</p> <p>5. 農業委員会の意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、郡山、1 1 番委員お願いします。
1 1 番 委 員	<p>ご報告します。2 2 ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、貸駐車場</p> <p>4. 現況、申出地は、西俣町西俣下地区にあり、郡山支所から西へ約 2. 5 k m に位置し、東側は雑種地、西側は他人田、南側は農道、北側は里道に接している。</p> <p>5. 農業委員会の意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 7. 「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」番号 2、6 号につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>残りの案件の審議に入ります前に、7 番委員におかれましては、ご着席をお願いします。</p> <p>（7 番委員着席後）</p> <p>それでは、審議に戻ります。</p> <p>まず、谷山、1 4 番委員お願いします。</p>

1 4 番 委 員	<p>ご報告します。2ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、一般住宅</p> <p>4. 現況、申出地は、下福元町玉利地区にあり、谷山支所から北西へ約2.5 kmに位置し、東側は里道、他人畑、西側は本人畑、南側は他人畑、河川、北側は農道に接している。</p> <p>5. 農業委員会の意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、喜入、10番委員お願いします。
1 0 番 委 員	<p>ご報告します。10ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、資材置場</p> <p>4. 現況、申出地は、喜入瀬々串町下地区にあり、喜入支所から北西へ約5.1 kmに位置し、東側は渡人畑（除外残地）、西側は山林、雑種地、南側は山林、渡人畑（除外残地）、北側は雑種地に接している。</p> <p>5. 農業委員会の意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、松元、3番委員お願いします。
3 番 委 員	<p>ご報告します。14ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、建売住宅</p> <p>4. 現況、申出地は石谷町隠迫地区にあり、松元支所から北東へ約3.5 kmに位置し、東側は私道、西側は里道、南側は宅地、北側は他人畑に接している。</p> <p>5. 農業委員会の意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。</p> <p>次に、18ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、建売住宅</p> <p>4. 現況、申出地は石谷町中尾地区にあり、松元支所から北東へ約3.0 kmに位置し、東側は宅地、西側は他人畑、南側は宅地、北側は市道に接している。</p> <p>5. 農業委員会の意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7.「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」4件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>
<p>議題8. 農業振興地域整備計画変更（用途区分変更）に係る意見書に関する件 別冊資料2 2件</p>	
議 長	<p>次に、議題8.「農業振興地域整備計画変更（用途区分変更）に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料2です。</p> <p>26ページ、番号7号につきましては、7番委員自身が、所有者となっている案件でございます。</p> <p>従いまして、7番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与することができませんので、しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。</p> <p>7番委員におかれましては、離席をお願いします。</p> <p>（7番委員離席後）</p> <p>それでは、伊敷、6番委員をお願いします。</p>
6 番 委 員	<p>ご報告します。26ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、飼養関係施設（養蜂箱設置、加工施設）</p> <p>4. 現況、申出地は、小山田町大原地区にあり、伊敷支所から北西へ約5.1kmに位置し、東側は他人畑、水路、西側は渡人畑、南側は農道、渡人畑、北側は渡人畑に接している。</p> <p>5. 農業委員会の意見、市長部局による用途区分変更理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、変更後の用途は農業用施設であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題８．「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」番号７号につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>残りの案件の審議に入ります前に、７番委員におかれましては、ご着席をお願いいたします。</p> <p>（７番委員着席後）</p> <p>それでは、審議に戻ります。 松元、３番委員お願いします。</p>
３ 番 委 員	<p>ご報告します。３０ページです。</p> <p>３．変更後の用途、農業用倉庫</p> <p>４．現況、申出地は、四元町松原地区にあり、松元支所から北東へ約３．５ｋｍに位置し、東側は市道、西側は他人畑、南側は里道、北側は他人畑に接している。</p> <p>５．農業委員会の意見、市長部局による用途区分変更理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、変更後の用途は農業用倉庫であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題８．「農業振興地域整備計画変更（用途区分変更）に係る意見書に関する件」１件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>
<p>議題９．農業振興地域整備計画変更（編入）に係る意見書に関する件 別冊資料２ ２件</p>	
議 長	<p>次に、議題９．「農業振興地域整備計画変更（編入）に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料２です。</p> <p>それでは、松元、３番委員お願いします。</p>

3 番 委 員	<p>ご報告します。34ページです。</p> <p>3. 編入後の用途、農地（畑）</p> <p>4. 現況及び理由、申出地は、松元支所から北へ約1.3kmに位置する、福山町小長迫地区である。編入理由は、農道の拡幅改良を行い、営農コストの縮減及び作業効率・生産性の向上を図る目的で、中山間地域農業農村総合整備事業（農道整備）松元地区を実施するためである。</p> <p>5. 農業委員会の意見、当該地を農用地区域に編入することについては、事業の実施により、農道整備を行い作業の効率的生産性の向上を図り農地を守るため行われるものであるため、特に問題はないと思われる。</p> <p>なお、農用地区域編入後は、良好な農地として十分活用してください。</p> <p>次に、38ページです。</p> <p>3. 編入後の用途、農地（畑）</p> <p>4. 現況及び理由、申出地は、松元支所から東南へ約1.6kmに位置する、上谷口町井出春地区である。編入理由は、農道の拡幅改良を行い、営農コストの縮減及び作業効率・生産性の向上を図る目的で、中山間地域農業農村総合整備事業（農道整備）松元地区を実施するためである。</p> <p>5. 農業委員会の意見、当該地を農用地区域に編入することについては、事業の実施により、農道整備を行い作業の効率的生産性の向上を図り農地を守るため行われるものであるため、特に問題はないと思われる。</p> <p>なお、農用地区域編入後は、良好な農地として十分活用してください。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題9.「農業振興地域整備計画変更（編入）に係る意見書に関する件」2件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>

議題 10. 相続税の納税猶予に関する件 30ページ 1件	
議 長	<p>次に、議題10.「相続税の納税猶予に関する件」を審議します。</p> <p>この件につきましては、15番委員自身が、申請人となっている案件でございます。</p> <p>従いまして、15番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与することができませんので、しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。</p> <p>15番委員におかれましては、離席をお願いします。</p> <p>(15番委員離席後)</p> <p>それでは、吉野、13番委員をお願いします。</p>
13番委員	<p>30ページをお開きください。</p> <p>相続税の納税猶予の証明に係るものでございます。</p> <p>相続開始年月日は、平成24年3月1日でございます。</p> <p>申請人は被相続人の子でございます。今回が4回目の発行でございます。</p> <p>申請は、令和3年9月28日に提出され、10月13日に6番委員、私、事務局職員4名の計6名で現地を調査いたしましたので、その結果についてご説明いたします。</p> <p>今回、調査いたしました申請農地は、全て畑でありました。</p> <p>番号1から3は続き地で、ハウスに、ほうれん草・春菊・水菜が作付され、また、露地には深ネギ、ピーマン、ナスが作付されておりました。</p> <p>番号4には、さつまいもが作付され、ブロッコリー・キャベツを作付予定でした。</p> <p>番号5は、ハウスに、ほうれん草が作付され、露地には、ピーマンが作付されておりました。</p> <p>番号6は、ハウスに、ほうれん草、水菜が作付されておりました。</p> <p>従いまして、申請者が農業経営を行っておりましたので、「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の発行については、支障がないものと判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>

議	<p data-bbox="363 161 395 192">長</p> <p data-bbox="450 161 1406 232">ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p data-bbox="466 286 772 318">〔「異議なし」の声あり〕</p> <p data-bbox="421 371 1485 443">それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題10.「相続税の納税猶予に関する件」1件につきましては、原案どおり決定することにいたします。</p> <p data-bbox="421 497 1485 568">次の案件に入ります前に、15番委員におかれましては、ご着席をお願いします。</p> <p data-bbox="466 622 727 654">(15番委員着席後)</p> <p data-bbox="450 707 903 779">議題の審議は以上です。 続きまして、報告事項に入ります。</p>
---	--

報 告 事 項	
1. 法務局から照会のあった農地等の現況について 31ページ～33ページ 3件	
議 長	報告事項1「法務局から照会のあった農地等の現況について」 まず、谷山、14番委員お願いします。
14番委員	報告します。31ページです。 照会日：令和3年9月16日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和3年9月30日 鹿児島地方法務局へ報告済。 次に、32ページです。 照会日：令和3年9月21日、現況：農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況農地である。 処理状況：令和3年9月30日 鹿児島地方法務局へ報告済。
議 長	次に、吉田、18番委員お願いします。
18番委員	報告します。33ページです。 照会日：令和3年9月17日、現況：非農地、調査結果：該地は都市計画区域外にあり、現況非農地である。 処理状況：令和3年9月29日 鹿児島地方法務局へ報告済。
2. 国土利用計画法による届出土地に関する調書について 34ページ 1件	
議 長	続きまして、報告事項2「国土利用計画法による届出・土地に関する調書について」 それでは、本局、お願いします。
事 務 局	この件につきまして、事務局からご報告申し上げます。 この調書は、市街化区域内の2,000㎡以上の土地の売買であるため、申請人から本市の土地利用調整課へ、国土利用計画法の規定による届出書が9月7日に提出されました。 申請地の一部に農地が含まれていたことから、農業委員会事務局に意見を求められ、回答したものです。 表内の左側1の「申請等に係る事項等」の欄ですが、譲受人、譲渡人、農地の所在は記載のとおりであり、地目別面積は(畑)452㎡です。 次に「2 農地の区分等」ですが、申請地は市街化区域内農地に該当します。 次に「3 他の土地利用計画との関係」の欄の「農業振興地域整備計画との関係」ですが、農業振興地域外で農用地区域外です。 「その他の土地利用計画との関係」ですが、「届出地は市街化区域内にある農地ですので、農地法に基づく届け出が必要です」との回答をしたところです。 以上のとおり、土地利用調整課へ9月21日に回答したところでございます。 以上で報告を終わります。

3. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 35ページ～36ページ 8件	
議 長	報告事項3「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」 報告事項4「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」 報告事項5「農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について」 それでは、事務局の報告をお願いします。
事 務 局	35ページをお開きください。 報告事項3 農地法第3条の3届出専決に関する報告の集計表です。 この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、市町村の農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は8件です。 登記地目別では、田8筆、3,282.00㎡、畑21筆、14,117.91㎡となっております。取得した事由別数は、相続が8件。権利の種別は、所有権が8件。農業委員会によるあっせん等は、無が8件となっております。 36ページは、農地法第3条の3関係の内容です。 お目通しをお願いいたします。
4. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 37ページ～42ページ 17件	
事 務 局	37ページをお開きください。 報告事項4 農地法第4条・第5条届出専決に関する報告の集計表です。 これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理したものです。 転用目的別では、第4条関係では、多い順に一般住宅が2件、店舗等が1件、合計3件となっております。 第5条関係では、多い順に一般住宅が10件、その他が3件、店舗等が1件、合計14件となっております。 38ページは、4条関係3件、39ページから42ページは、5条関係14件の内容です。お目通しをお願いいたします。
5. 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について 43ページ～44ページ 4件	
事 務 局	43ページから44ページをお開きください。 報告事項5 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告についてです。 桜島、喜入に合意解約の通知が出ております。 お目通しをお願いいたします。
6. 鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について 別冊資料3	
議 長	報告事項6「鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について」 報告事項7「農地パトロールの結果について」 それでは、事務局の報告をお願いします。

事務局	<p>報告事項6 鹿児島島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について報告いたします。</p> <p>表の一番下の合計欄をご覧ください。</p> <p>まず 二段書きの上の段の8月分については、訪問戸数25戸、うち不在11戸、調査回答戸数17戸、貸出希望3戸93.63アール、借入希望、貸出実績、借入実績、中間管理事業活用実績はありませんでした。</p> <p>次に、下の段の累計については、訪問戸数5,476戸、うち不在556戸、調査回答戸数5,047戸、貸出希望270戸5,632.38アール、借入希望53戸2,220.00アール、貸出実績16戸230.67アール、借入実績11戸225.87アール、中間管理事業活用実績46.17アールでした。</p> <p>各地区の実績についてはお目通しをお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
<p>9. 農地パトロールの結果について</p> <p>別冊資料4</p>	
事務局	<p>8月の農地パトロールの結果について報告します。</p> <p>別冊資料4の1ページをお開きください。</p> <p>実施期間ですが、令和3年8月23日から8月31日までの間に実施しました。各地域での調査日につきましては、資料をお目通しください。</p> <p>調査結果につきましては、無断転用はございませんでした。</p> <p>2ページをお開きください。</p> <p>農地利用変更届出現地調査は、谷山3件、喜入1件、松元1件の計5件ございました。</p> <p>調査結果につきましては、谷山で1筆、喜入で1筆未完了でした。</p> <p>続きまして、9月の農地パトロールの結果について報告します。</p> <p>3ページをお開きください。</p> <p>実施期間ですが、令和3年9月21日から9月30日までの間に実施しました。各地域での調査日につきましては、資料をお目通しください。</p> <p>調査結果につきましては、無断転用はございませんでした。</p> <p>4ページをお開きください。</p> <p>農地利用変更届出現地調査は、喜入で4件ございました。</p> <p>調査結果につきましては、喜入で4筆未完了でした。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>(議事終了：午前11時15分)</p> <p>続きまして、事務局から何か連絡事項等はありませんか。</p>

<p>事 務 局</p>	<p>「鹿児島市農業委員会委員の募集」についての資料をお願いします。</p> <p>農業委員の任命については、農業委員会法に基づき手続きを進めて行くことから基本的な手続きや流れは、前回と同じになります。</p> <p>なお、募集要項及び推薦・応募用紙については、11月1日（月）から、農業委員会事務局及び各支局での配付となりますので、お含みおきください。</p> <p>それでは、「鹿児島市農業委員会委員の募集」について、ご説明申し上げます。</p> <p>「1 募集人員及び構成」ですが、募集人員は、19人で変更はありません。</p> <p>市内全域を対象に募集を行います。地域ごと等の人数の考え方はこれまでと同様に、谷山地域3人、吉野・伊敷・吉田・桜島・喜入・松元・郡山地域各2人、中央地域1人、このほか、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が1人です。</p> <p>構成は、19人のうち、過半数である10人以上は、認定農業者となります。</p> <p>「2 主な業務内容」は、お目通しください。</p> <p>「3 任用期間」は、令和4年4月29日から令和7年4月28日までの3年間となっております。</p> <p>「4 農業委員の身分」は、本市の特別職の非常勤職員となり、報酬は、月額6万4千円で、市の報酬及び費用弁償条例に基づき支給されます。</p> <p>「6 推薦を受ける者及び応募する者の要件」は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者です。</p> <p>裏のページをお願いします。</p> <p>ただし、次の(1)～(5)に該当する方を除きます。</p> <p>「7 募集期間」は、11月8日月曜日から12月7日の火曜日までとなっております。</p> <p>農業委員会事務局及び各支局に直接持参するか郵送で提出することとなります。郵送の場合は、最終日の当日消印有効となっております。メールやファックスでの提出はできませんのでご注意ください。</p> <p>「8 推薦及び応募に係る手続き等」ですが、推薦・応募書類は、事務局及び各支局の窓口で配布するほか、本市のホームページからダウンロードすることもできます。</p> <p>農業委員候補者には、他の農業者や農業者で組織する団体などが推薦することも自ら応募することもできます。</p> <p>推薦・応募様式については、募集期間前なので、皆様にお渡しできませんが、記入例をご覧ください。</p> <p>(1) 農業者が個人で推薦する場合は、様式第1（個人推薦用）になります。</p> <p>推薦に当たっては、10アール以上の農地を耕作する農業者等3人以上が連名し、当該農業者の代表者から推薦することになります。</p> <p>(2) 農業団体等が推薦する場合は、様式第2（団体推薦用）、</p> <p>(3) 個人で応募する場合は、様式第3（応募申込書）になります。</p> <p>後ほど、記入要領をご説明いたしますが、記入例を参考に、できるだけ具体的に記入してください。</p> <p>「9 推薦及び応募状況の公表及び内容」については、(2)の公表の内容を受付期間の中間及び終了後に本市のホームページで公開します。</p> <p>次のページをお願いします。</p>
--------------	---

「10 候補者の評価及び11 農業委員の選任」については、本市に設置された「鹿児島市農業委員会委員候補者評価委員会」において、提出された書類を基に評価を行い、同委員会の合議により評価の意見を市長に報告します。

市長は、農業委員候補者について、市議会の同意を得たうえで農業委員として任命します。

なお、必要に応じて面接等を行う場合がありますので、申し添えます。

「12 その他」ですが、

選考結果は、被推薦者、応募者及び推薦者（代表者）に文書で通知します。

提出書類は、返却しませんので、ご了承願います。

提出書類に記載された個人情報、適正に管理し、本目的以外には、使用しません。

また、農業委員の募集のほか「農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」といいます。）」の募集も今後、予定しています。

農業委員と推進委員は同時に兼ねることができません。

また、農業委員に推薦・応募したものの選外となった方が、推進委員になることを希望される場合は、別途、推進委員の推薦・応募が必要となります。

推薦及び応募に係る書類の問い合わせ先は、みなと大通り別館4階の農業委員会事務局になります。応募書類等は各支局へも提出できます。

次に、推薦書及び応募申込書についてご説明します。記入例をご覧ください。

様式第1（個人推薦用）は、10アール以上の農地を耕作する農業者等3人以上が連名し、当該農業者の代表者が推薦する場合に使用します。

1の「農業委員への推薦を受ける者（被推薦者）」の項目のうち、中ほどの「経歴及び職歴」と「公職歴及び団体の役職歴」については、記入例のように詳細に記載してください。

認定農業者の方は、認定農業者として認定された年月とその旨を記入してください。

なお、認定農業者である法人の役員又は耕作若しくは養畜の事業に関する権限及び責任を有する使用人も認定農業者となりますので、その法人名と就任した年月も併せて記載してください。

また、農業委員は、各地域の農地利用の最適化の推進を担うことから、農業関係団体の役員歴のほか、地域における町内会や地域コミュニティ協議会などの地域振興に関する団体の役員歴がありましたら記載をお願いします。

裏面をご覧ください。

2の「推薦者（推薦する者）」の項目のうち、欄の中ほどに「農地利用の最適化の推進を推薦する地域」とありますが、これは農業委員候補者に具体的にどの地域で活動してほしいかを記載するものです。

先ほどご説明した地域ごとの割り振りは、ここに記載の地域により判断します。

3の「農業委員への推薦を受ける者の抱負」欄には、農業委員として、今後、どのような活動を目指すのか、熱い意気込みを詳細に記入してください。

この下に氏名を記載する箇所がありますが、今回から押印を廃止しておりますので、押印は不要ですが、必ず自署か本人確認書類の提示または提出をお願いします。

次に、様式2（団体推薦用）は、農業団体等からの推薦に使用します。

1「農業委員への推薦を受ける者（被推薦者）」、2「推薦者（推薦する団体）」、

	<p>「農地利用の最適化の推進を推薦する地域」、3「農業委員への推薦を受ける者の抱負」の記載要領は、先ほどの様式1と同じです。</p> <p>最後に様式3が、農業者個人による応募申込書になります。</p> <p>表面は、様式1、2の記載要領と同じになります。</p> <p>裏面をご覧ください。</p> <p>応募理由等や抱負については、具体的にまた詳細に記載をお願いいたします。</p> <p>欄の下に「農地利用の最適化の推進を希望する地域」とありますが、これは、応募が、具体的にどの地域で活動するかを記載するもので、先ほどご説明した地域ごとの割り振りは、ここに記載の地域により判断します。</p> <p>再度、申し上げますが、この推薦・応募書類は、農業委員候補者としての評価をするための、重要な基礎資料となりますので、できるだけ、具体的にまた、詳細に記入いただければと考えております。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>「鹿児島市農業委員会委員の募集」について、私からもお願いを申し上げたいと思います。</p> <p>先ほどの説明にありましたように、農業委員の任命においては、農業委員会法に基づき手続きを進めて行くことから基本的な手続きや流れは、前回と同じになります。</p> <p>農業委員の活動は、市域全体が活動地域とされていますが、地域の代表であるという側面もあり、農業委員が市内の一定の地域に偏りが生じないよう配慮を行うことが大きな要素の一つであると考えております。</p> <p>地域において、農業委員候補者の数が足りない場合は、他の地域の農業委員候補者をお願いすることも考えられます。</p> <p>そして、前回の募集と大きく違う点がございます。</p> <p>女性農業者の農業委員の登用を積極的に進めて欲しいと、国から具体的な成果目標が示されているということです。この点につきましては、令和2年12月に閣議決定された第5次男女共同参画協議会、令和3年6月に決定された男女共同参画の重点方針2021について、地域農業に大きな影響力を持つ農業委員、農協役員、土地改良理事について、それぞれ女性登用の成果目標が示されております。鹿児島市におきましては、農業委員に占める女性の割合を、令和7年度までに30%、つまり6名目指すように求められております。しかし、ご承知の通り、現在女性農業委員は1名、比率にすると5.3%であり、県内で見ても極めて低い割合となっております。具体的に申し上げますと、県内43農業委員会がございすけど、鹿児島市は42番目です。43番目は奄美市で、現在、女性農業委員はいらっしゃいません。鹿児島市は県内においても、非常に厳しい状況にあるのはお分かり頂けるのではないかと思います。</p> <p>既に事務局の方としましては、県の地域振興局等を通じまして、女性農業経営士の方々や様々な活動をされている女性農業者のグループ等をご紹介頂いて、色々ご説明に上がっているところでございます。また、来月8日からの募集開始に併せまして、JAみらい、さつま日置、いぶすきを始め、いくつかの農業団体に募集のお知らせを行う予定です。</p> <p>今期をもって、ご勇退を考えていらっしゃる農業委員の方々を含め、今日こち</p>

	<p>らにいらっしゃる皆様全員に改めて、各地域において、今後募集予定の農地利用最適化推進委員も含め、特に女性の積極的な登用にご尽力いただければ思っております。</p> <p>私どもも色々な形でご推薦のお願いに上がろうと思っておりますが、何よりも、こちらにいらっしゃる地域の代表である農業委員の皆様のご言葉と、地域のことは地域の方が一番理解していると考えておりますので、各地域におきましても、女性農業委員候補者の掘り起しをお願いしたいと思っております。なかなか難しい状況であることはわかっております。また、既に地域においては、女性農業者の方にお話をされた方もいらっしゃると思っております。なかなか現状は厳しいと思っております。但し、今皆様をお願いしたいのは、ぜひとも女性農業者の方をご紹介、ご推薦をお願いしたいと思います。来年の4月、改めて19名の農業委員の方が選出されることとなります。そして、先ほど言いましたように、国の目標で、毎年、全国の農業委員会全て、女性が何人いるか公表されます。鹿児島市は現在42番目です。国の目標は人数ではなくてパーセントです。絶対に、令和4年から3年間、少しでも多くの女性の方に参加して頂きたいと思っております。</p> <p>先日、九州農政局の職員の方が直接訪ねられて、現状と国からの成果目標について指導を受けたところです。また、今週の月曜日には、県の農業会議の方もいらしゃって、鹿児島市の現状を確認されたということで、今回の改選は、国、県共に重視されているんだなと改めて感じているところです。もちろんご紹介頂いたからといって、その女性農業者の方がすぐに選ばれるわけではございません。評価委員会、市議会同意という形になります。まずは、可能性のある方、来年でなくても、3年後の令和7年に30%、6人、全体に鹿児島市農業委員会としては増やさなくてはいけない。ですから、次回の改選の時に確実に6人以上の女性の方に参加して頂くためにも、今回の改選で一人でも多くの女性の方にまずお声かけ頂いて、来年は無理でも、3年後には必ずお願いいたしますということも含めて、来月から1ヵ月募集、我々も活動して参ります。ぜひとも、各地域いらっしゃる女性農業者の方をご紹介、ご推薦頂きますようお願いできればと思っております。よろしくお願い致します。</p>
<p>事務局</p>	<p>・令和3年度第8回総会（月例）開催日時は、 11月26日（金）午前10時開会 教育総合センター3階 青年会館</p> <p>なお、この後、農業委員会だより第3回編集会議をここで開催いたします。編集委員の方は、後ろの方へお集りいただきますようお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で、本日の総会を終了いたします。</p> <p>閉会（午前11時35分）</p>

鹿児島市農業委員会総会

議 長

議 事 録 署 名 者

1 6 番 委 員

1 7 番 委 員